

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第48回）議事概要

1 日時

令和4年5月27日（金）午後2時30分から午後4時20分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）別紙のとおり

（説明者）札幌地方裁判所民事部判事補、同事務局総務課課長補佐

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、同事務局次長、同総務課長、同総務課課長補佐

4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所事務局総務課課長補佐から、札幌地方裁判所の広報活動について説明しました。
- (2) 札幌地方裁判所民事部判事補から裁判官による出前講座について説明しました。
- (3) 次回の委員会では、「裁判員裁判」をテーマとして協議する予定になりました。（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長、○：委員、□：説明者と表示)

【札幌地方裁判所の広報活動について】

札幌地方裁判所事務局総務課課長補佐から、札幌地方裁判所の広報活動について説明した。

【裁判官の出前講座について】

札幌地方裁判所民事部判事補から、裁判官の出前講座について説明した。

【質疑応答及び意見交換】

○ 出前講座やイベントが、コロナ禍において形を変え、オンラインの活用などにより開催されることは、市民の関心をつかむきっかけになると思います。ウェブサイトで情報発信をしているとのことですが、若年層への働きかけには、SNSを利用することで、発信力がより上がるのではないのでしょうか。

冬休みキッズDAYはとてもよい企画ですが、キャンセル待ちが出たということでしたので、複数回実施することでより裁判所へ関心を持ってもらうきっかけになったのではないかと思います。

□ SNSについては、現在当庁の広報活動では利用しておりません。裁判所という組織の性質上、広報ツールには一定の制約はありますが、若年層を取り込むという視点から、今後は、SNSをうまく活用した情報の発信も必要になってくるものと考えますので、効果的な広報の在り方を検討していきたいと思えます。

キッズDAYについては、コロナ感染対策のため、例年の半分程度しか参加希望を受け付けられませんでした。法廷の使用状況などから、昨年度は回数を増やすことができませんでした。今後は分散して開催するなど、複数回の実施についても検討します。

○ 札幌消費者協会においても、市民とのコンタクトにはSNSによる情報発信が重要だと感じており、LINEは情報発信にはいいツールだと思います。例えば、裁判所の広報キャラクターの無料LINEスタンプの配布などもよろしいのではないかと考えます。

□ これまでは、既存の枠の中で企画立案をしてきましたが、今後は、新しい視点からSNSの活用も必要になっていくと思えます。SNSの利用などは、地裁だけでは難しい取組と考えられますので、機会を見て、上級庁にも新たな企画を提案するなどできたらよいと思えます。

■ SNSの利用については、裁判所としての様々な制約はありますが、これからの時代に即して、柔軟に考えていきたいと思えます。

- 裁判所の行う各種イベントについては、ホームページにアクセスしたり、裁判所に置いてある資料を見るという、市民側からの能動的なアクセスによって知ることができますが、一方で、市民側が受動的に情報を知るために、どのような取組をしていますか。
- 企画のターゲット層にもよりますが、学生向けの場合は、当庁管内の各学校へチラシを送付し、企画の案内をしています。また、プレスリリースを行うことで、各報道機関の記事等に取り上げていただくよう依頼をすることもあります。札幌市資料館とのコラボレーション企画においては、札幌市資料館の方から、札幌市の広報ツールを利用した情報発信をしていただいています。
- 裁判所のホームページは、裁判所に興味を持ってアクセスした子どもにとって、初めにどこを見たらよいかわかりにくいと感じました。
- 裁判所のホームページの構造を、札幌地方裁判所独自のものに作り変えることは難しいのですが、例えば、当庁のホームページのトップ画面にある「よく見られるページ」欄やトピックス欄に、小学生でもアクセスしやすいようにリンクを貼ることはできますので、御意見を今後のホームページ作りに活かしたいと思います。
- 若年層の中でも、小学生を対象とした企画は、裁判の仕組みをわかりやすく説明し、シミュレーションで体験できるようなものでよい企画だと思います。その一方で、これから裁判員の対象となるような成人間近の年代に向けては、わかりやすくしておもしろいだけではない、人生や人間性をテーマにした質の良いドラマや映画などの視聴が印象に残ると思います。場合によっては、裁判所がエンターテインメントに関わったり、プロデュースすることがあってもよいと思います。この年代に向けた広報活動としては、裁判の仕組みだけでなく、人生において裁判とは何かを考えることができるようなものがあるとよいと思います。
- 若年層に対する広報活動においては、それぞれの世代に向けたアプローチや狙いがそれぞれにあるのだと思います。小学生から中学生には職業体験型のような企画だと強い印象を与えることができると思いますし、高校生くらいになると社会活動、経済活動に広く関わるようになり、裁判員選任の年齢引下げの影響も受ける世代であることから、問題となっているテーマに即した講演やケーススタディなどを通じて、具体的なイメージを持てるような法教育を積極的に行うことが、今後重要になってくるものと思います。また、大学生世代に対しては、商法、金融法などが、会社や金融市場、証券市場において実際どのように適用されるのかを具体的にイメージできるような広報活動が求められてい

るように思います。わかりやすく具体的なイメージを持たせたことを突破口として、我々が有する権利や、他者との利害について、さまざまな法が適用され、法により調整されているということを知ってもらうことが重要だと考えます。

- 大学では、学生の半分が裁判員選任年齢の引下げの対象となることから、この世代への法教育は大事になってくると思います。必修科目である憲法の理念についてはある程度理解しているのだらうと思いますが、実際、どういう法体系に基づいて社会が動いているかについて、大学教育の中で理解させることが重要なのだと思います。そこにフォーカスをしぼった広報活動として、どういふことができるのかについては非常に難しい問題であると感じました。

一般的には法曹三者が何をしているのかよくわからないところがありますので、実生活において、法曹三者とはどのように関わり、法体系はどのように機能しているのかを理解できるように広報活動を強化していくことが大事だと思います。

また、裁判員制度に関しては、19歳の学生が、ある日突然裁判員に選任されたとしても心構えができていないだらうということを前提として、裁判員制度の在り方を理解させ、国民の義務として参加することを可能にするような広報活動とはどういうものだらうかと考えました。

若年層に対する広報活動として、これまで、札幌地方裁判所管内の大学で出前講座を行った例はあるのでしょうか。

- これまで少なくとも過去2年間は、大学へ出前講座に行ったということはありません。
- 一般的な広報の枠組みで、大学で出前講座を実施したというのはこれまで聞いた例はありませんが、要望があれば対応していきます。
- 民事訴訟手続におけるウェブ会議の活用に関する広報活動は行っているのでしょうか。
- 札幌地方裁判所においては、現在は民事訴訟手続のウェブ会議実施に特化した情報発信は行っていませんが、今後、本人訴訟にも及んでいく可能性がありますので、そういった広報活動についても考えていきたいと思います。

ここで、若年層に向けた法教育などに関する検察庁及び弁護士会の取組をご紹介いただきたいと思います。

- 検察庁では、捜査段階も含めた刑事事件手続に特化した広報活動を行っています。模擬裁判に加えて、あまり例はありませんが、模擬取調べを行うこともあります。また、模擬家宅捜索なども今後やればよいと考えています。中学生くらいの世代には、シナリオや配役を用意した上で、評議は自分たちで進め

させるということも有効で、例えば、犯人が立ち去った現場に被告人名義の携帯電話が落ちていた事象をどうとらえるかについて、深い議論となったケースもありました。法律をよく理解するとか、身につけることは難しいことですが、事実認定について身をもって知ることができる機会になったと考えています。

また、裁判所、弁護士会と共催した法の日週間のオンラインイベントでは、法曹三者がそれぞれ違うスタンスから、例えば、推定無罪の原則は大事だけれども、より高いレベルまで真相を解明しなければ被害者や遺族が納得しないのではという点で議論することができ、こういった議論は教科書では学べないという点で、我々にとっても勉強になりましたし、異なる組織が共同して開催するイベントは、企画した我々はもとより、参加した生徒、学生にとっても刺激になったものと思います。

なお、検察庁では、大学における広報活動も行っています。

- 札幌弁護士会における若年層に対する法教育などの取組は、法教育委員会もしくはテーマに即した委員会が対応して行っています。そのうち、裁判所や検察庁の御協力を得て、年に1回「ジュニアロースクール札幌」を開催しています。これは、高校生を対象としたもので、法律に関するゼミナールや模擬裁判を行うものです。広報活動としては、札幌弁護士会のホームページに掲載するほか、札幌管内の高等学校に個別に案内文書を出しています。コロナ以前は毎年80人から100人程度の高校生が参加していましたが、コロナ以降はオンラインで開催しており、昨年度は40人の高校生が参加しました。

このほか、札幌弁護士会では、市民の皆様からの要望に基づき出前授業も行っています。

札幌弁護士会のホームページは、今年3月に更新して内容を充実させたのですが、更新後、現在までの2か月ほどの間に、消費者保護関係で2件、SNSに関する犯罪被害者支援関係で3件、公害、環境関係で2件、子どもの権利関係で2件、その他法教育関係で6件、合計17件もの出前講座の申込みがありました。

とりわけ若年層との関係では、成年年齢引下げに伴い10代の消費者被害に関する問題意識が高まったことによる出前講座のほか、旭川で起きたいじめ問題に端を発したと思われる、SNS被害に関する出前授業の要望が増えています。

- 札幌消費者協会でもホームページを開設しており、民法改正や成人年齢引下げを含めたさまざまな情報を発信していますが、アクセス数を獲得できていません。740人いる会員向けには、紙ベースで毎月情報発信をしていますが、

それ以外の一般消費者に、いかに情報を届けるかが大きな課題となっていました。その対策として、昨年からはY o u T u b eによって活動内容を紹介する動画投稿も始めています。また、情報発信委員会を立ち上げ、今後どのように情報を発信していくかを検討しているところです。待っているのはアクセスを得られませんので、情報発信の方策の一つとして、SNSを使うことで、一般消費者との連携を積極的に構築していく必要があると考えています。

- 最近の若年層は、1分を超える動画は長いから見ないという傾向があるようですので、裁判所のキャラクターを使った1, 2分程度のアニメーション動画を作成するのも、興味を持ってもらうきっかけとしてはよいのではないかと思います。また、法律と良心の間で揺れ動く主人公を題材とした推理小説を元にしたロールプレイなどにも興味を持ってもらえるのではないのでしょうか。
- 成人年齢の引下げに伴い、裁判員として高校生が人を裁くことについてのとまどいをテーマにした記事を書きましたが、裁判員裁判の対象となる事件の中には、死刑など重い判断をしなければならない可能性もあるため、高校生が裁判員になることの心構えなどに特化した出前授業を行うことは意義があると思います。また、自分が当事者になるということで裁判や法律に関心が高まってくると思いますので、引き続きウェブなどから情報発信をしてもらいたいと思います。

【次回のテーマについて】

- 令和5年以降、新たに18歳及び19歳の国民も裁判員として裁判員裁判に参加することとなり、これまで以上に若年層を中心に、国民への周知、説明等、国民から幅広い協力を得ていくために、裁判所として何ができるかについて改めてみなさんから御意見をいただくことができれば、今後の当庁の裁判員裁判をより良くするための取組に役立つことと思います。

今回、裁判所における広報活動について協議したところではありますが、引き続き、とりわけ若年層の制度に対する関心を高め、裁判員に選ばれることへの不安の解消を図れるような広報活動の在り方を含め、「裁判員裁判」について協議することでいかがでしょうか。

(他に意見なし)

- それでは、「裁判員裁判」をテーマとしたいと思います。

【次回の予定について】

今回は、令和4年11月30日(水)午後2時30分から札幌地方裁判所で開催することとなった。

出席札幌地方裁判所委員会委員一覧

五十嵐 正 憲	札幌市総務局広報部市民の声を聞く課長
井下田 英 樹	札幌地方裁判所部総括判事
磯 田 健 人	札幌弁護士会弁護士
市 木 政 昭	札幌地方検察庁総務部長
宇佐美 裕 次	株式会社北海道新聞社編集局報道センター一部次長
神 谷 奈保子	札幌民事調停協会（調停委員）
高 橋 美 幸	札幌司法書士会副会長
野 田 耕 志	北海道大学大学院法学研究科教授
原 島 正 衛	北星学園大学経済学部教授
三 澤 健	公益社団法人札幌消費者協会理事
森 英 明	札幌地方裁判所長

(五十音順敬称略)